

令和 2 年度税制改正大綱

令和元年 12 月 12 日に自由民主党公明党は令和 2 年度税制改正大綱を決定しました。

配偶者居住権等の譲渡所得における取得費（創設）

配偶者居住権及び配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を配偶者居住権に基づき使用する権利（以下、「配偶者敷地利用権」という）について次の処置を講じる。

配偶者居住権又は配偶者敷地利用権が消滅等をし、その消滅等の対価として支払いを受ける金額に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、配偶者居住権の目的となっている建物又はその建物の敷地の用に供される土地等（以下、居住建物等という）について、その被相続人に係る居住用建物等の取得費に配偶者居住権等割合を乗じて計算した金額から、その配偶者居住権の設定から消滅等までの期間に係る減価の額を控除した金額とする。

相続により居住用建物等を取得した相続人が、配偶者居住権及び配偶者敷地利用権が消滅する前に当該居住用建物等を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、その居住用建物等の取得費から配偶者居住権又は配偶者敷地利用権の取得費を控除した金額とする。

国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例（創設）

個人が令和 3 年以後の各年において、国外中古建物から生じる不動産所得を有する場合においてその年分の不動産所得の金額の計算上国外不動産所得の損失の金額があるときは、その国外不動産所得の損失の金額のうち国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は、所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかったものとみなす。

寡婦（寡夫）控除の適用範囲拡大

未婚のひとり親についても一定の要件のもと寡婦控除の対象とする。

国外居住扶養親族の見直し

日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用について次の処置を講じる。

西 山 会 計 事 務 所
<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

非居住者である親族に係る扶養控除の対象となる親族から、年齢30歳以上70歳未満の者であって次のいずれにも該当しない者を除外する。

- ① 留学により非居住者となった者
- ② 障害者
- ③ その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

居住用賃貸建物の取得に係る仕入税額控除は不適用に

居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度について、次の見直しを行う。

住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産に該当するもの（以下、居住用賃貸建物という）の課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を認めないこととする。ただし、居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分については、引き続き仕入税額控除制度の対象とする。

受取配当金益金不算入制度を利用した譲渡損失の計上が不可に

法人が特定関係子法人から受ける配当等の額（その事業年度開始の日からその受ける直前までにその特定関係子会社から受ける配当等の額を含む。以下、「対象配当金額」という）が株式等の帳簿価額の10%相当額を超える場合には、その対象配当金額のうち益金不算入相当額を、その株式等の帳簿価額から引き下げるものとする。

国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限の見直し

次の①に掲げる事由が生じた場合において、次の②に掲げる事由に基づいてする更正決定等について、租税条約等の相手国等に対して情報提供要請に係る書面が発せられた日から3年間を行うことができるものとする。

- ① 国税庁等の職員が納税者に国外取引又は国外財産に関する書類の提示又は提出と求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から60日を超えない範囲内において、その準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までに、その提示又は提出がなかったこと。
- ② 国税庁長官が租税条約等の規定に基づきその租税条約等の相手国等の上記①の国外取引又は国外財産に関する情報提供要請をした場合において、その課税標準等又は税額等に関し、租税条約等の相手国等から提供があった情報に照らし非違があると認められること。